

令和6年5月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第5回）議事録

1. 開催日時 令和6年5月17日（金曜日）午後3時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（15名）

1 番 佐 藤 崇	1 3 番 佐 藤 榮 一
3 番 齋 藤 誠	1 4 番 畑 山 留美子
4 番 庄 司 和 夫	1 5 番 佐 藤 喜 勝
5 番 佐々木 亨	1 8 番 加 藤 三 敏
6 番 伊 藤 直 子	1 9 番 大 瀧 浪 雄
7 番 菅 原 文 克	2 0 番 佐々木 純 一
8 番 板 垣 利 明	2 4 番 富 樫 公 一
1 0 番 吉 尾 麻 美	

4. 欠席委員（9名）

2 番 小 松 健	1 7 番 伊 藤 剛
9 番 三 浦 幸 夫	2 1 番 小 野 晃 一
1 1 番 巴 寛	2 2 番 豊 島 靖 喜
1 2 番 佐 藤 源 樹	2 3 番 真 坂 和 都
1 6 番 佐々木 剛	

5. 議事日程第1号 令和6年5月17日（金曜日） 午後3時 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第29号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 6. 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 7. 議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第 8. 議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権設定の件

第 9. 議案第33号 「農業委員会による最適化活動の推進について」にかかる令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
農政班長	三 保 敦	次長兼農地班長	二 見 真 之
主席主査	佐々木 崇 嗣	主 査	齋 藤 身 子
主査（矢島庶務班）	田 口 達 也	主任（岩城庶務班）	池 田 健 人
主事（由利庶務班）	畠 山 秀	主査（大内庶務班）	佐 藤 彰

主事（東由利庶務班）石 渡 穰
主事（鳥海庶務班）佐 藤 海 士

主査（西目庶務班）巴 留美子

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

1 番 佐 藤 崇

3 番 齋 藤 誠

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年5月2日公示招集されました、令和6年第5回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中15名であります。

2番小松健委員、9番三浦幸夫委員、11番巴寛委員、12番佐藤源樹委員、16番佐々木剛委員、17番伊藤剛委員、21番小野晃一委員、22番豊島靖喜委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第29号から議案第33号までの計5件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、1番佐藤崇委員、3番齋藤誠の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第29号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、

事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第29号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については議案書記載の通りで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第29号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第29号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、3番齋藤誠委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【齋藤誠委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第30号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第30号1番について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改訂前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第30号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号1番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【齋藤誠委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第30号2番から29番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第30号2番から29番について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改訂前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第30号2番から29番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号2番から29番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号2番から29番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第31号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第31号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、農用地区域内農地であるが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当すること、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

なお、本案件については、申請面積が30aを超えるため、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問うえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。）

○議長

議案第31号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番・齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員

（議案第31号1について、確認日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地の営農条件に支障がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労様でした。

議案第31号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第31号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。
お諮りいたします。議案第31号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第32号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1番から5番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第32号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、農地区分等の立地基準、また第2種農地であるが、第1種の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第2種農地であり、秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。）

（議案第32号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。）

（議案第32号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。）

（議案第32号4番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。）

（議案第32号5番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判

断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第32号の1番から5番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番・板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

(議案第32号1番から5番について、確認日時、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第32号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第32号1番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、議案第32号2番から5番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに議案第32号1番につきましてお諮りいたします。

議案第32号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に、議案第32号2番から5番につきましてお諮りいたします。

議案第32号2番から5番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号2番から5番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

(議長)

○日程第8、議案第33号「農業委員会による最適化活動の推進について、にかかる令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況の公表案について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

(事務局)

○先ほどの委員全員協議会でご説明いたしました、別紙1、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」案ですが、この公表案をもって農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検、評価とすることについてご審議をお願いいたします。

○議長

議案第33号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見

ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第３３号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第３３号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後３時２５分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 佐 藤 崇

議事録署名委員 齋 藤 誠